令和８年１１月２７日

建築指導課
直　通：092－643－3719
内　線：４６７８
担　当：西本、衣川

指　名　停　止　措　置　状　況　書

指名停止措置の概要

1　指名停止措置建設業者：
福岡市中央区渡辺通１丁目１番１号
（株）SWAT

2　指名停止の期間：
令和８年１１月２７日　～　令和９年１月２６日（２ヵ月間）

3　事実概要：
（株）SWAT は、福島県いわき市内の民間工事（建築一式工事）において、建設業法第 3 条第 1 項の建築工事の許可を受けずに、発注者から、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な建設工事の範囲を超える建設工事を請け負った。また、同工事において、建設業法第 40 条に規定する標識を工事現場に掲示しなかった。さらに、福島県いわき市内の民間工事においても、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。また、同工事において、専任の主任技術者を配置しなかった。
以上のことは、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するため、指示処分及び 22 日間の営業停止処分を受けた。

4　指名停止の理由：
「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その２第１１号に該当することから、指名停止２ヶ月間とする。

【指名停止措置要綱　別表その２第１１号該当】

措　置　要　件	期　　間
（建設業法違反行為） １１　建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から１ヶ月以上９ヶ月以内